

日本司法支援センター
平成 29 年 12 月 27 日
平成 29 年細則第 8 号
最終改正 令和元年 9 月 18 日
令和元年細則第 4 号

本部DV等被害者法律相談援助審査細則

(目的)

第1条 この細則は、日本司法支援センター業務方法書（以下「業務方法書」という。）第70条の24第6項に基づき、本部DV等被害者法律相談援助審査委員が行う審査に関する細則を定めることを目的とする。

(構成)

第2条 本部DV等被害者法律相談援助審査委員の定数は20名とする。

- 2 本部DV等被害者法律相談援助審査委員は、業務方法書第6条第1項に定める本部法律扶助審査委員と兼任することができる。
- 3 理事長は、本部DV等被害者法律相談援助審査委員の中から、本部DV等被害者法律相談援助審査委員長1名及び本部DV等被害者法律相談援助審査副委員長5名を指名する。
- 4 本部DV等被害者法律相談援助審査委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 本部DV等被害者法律相談援助審査委員の補欠又は増員の場合において、その者の任期は当期の委員の残任期間とする。
- 6 理事長が相当と認める場合において、業務方法書第6条第1項に定める本部法律扶助審査委員と兼任する本部DV等被害者法律相談援助審査委員の任期は、当期の本部法律扶助審査委員の残任期間とすることができる。

（本部DV等被害者法律相談援助審査委員が再審査申立人又は利害関係者となる事案に関する審査等）

第3条 本部DV等被害者法律相談援助審査委員が再審査申立人又は利害関係者である事案に関する審査については、当該本部DV等被害者法律相談援助審査委員を指名して審査に付してはならない。

附 則

この細則は、平成30年1月24日から施行する。

附 則（日本司法支援センター令和元年細則第4号）

この細則は、令和元年10月1日から施行する。